

島根原子力発電対策特別委員会議題

日時：平成30年7月13日（金）

午前9時30分

場所：雲南市役所 全員協議会室

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議長あいさつ

4. 執行部あいさつ

5. 平成30年6月4日に雲南市議会に提出された陳情に対する意見聴取について

【説明者】

島根原発・エネルギー問題県民連絡会

事務局長 保母 武彦 氏

6. 議題

- (1) 「原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請」に係る意見及び要請について

・・・資料No.1

7. 請願・陳情審査

- (1) 陳情第1号 島根原子力発電所に係る「検討委員会」設置を島根県に求めることについて
- (2) 陳情第2号 島根県に設置を求めた「検討委員会」が、十分な審議を終えるまで島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて
- (3) 陳情第4号 「事前了解権」を認める安全協定締結まで、島根原子力発電

所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて

- (4) 陳情第5号 中国電力に対して、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する市民説明会開催を求めることについて
- (5) 陳情第6号 市民の理解が進むまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請に関する判断を行わないことについて
- (6) 陳情第7号 実効性ある「避難計画」を策定するまで、島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性審査申請を行わないよう中国電力に求めることについて

8. 委員内協議

9. その他

10. 閉 会

島根原子力発電所3号機新規規制基準に係る適合性申請における経過等について

平成30年

4月24日（火） 島根原子力発電所3号機概要説明（執行部へ中国電力説明）

5月22日（火） 島根原子力発電所3号機新規規制基準に係る安全対策に関する事前
了解願い提出及び報告（中国電力から）

（23日（水） 島根原子力発電所3号機事前了解願い申入れ等に係る説明会（中国電力より説明））

25日（金） 島根原子力発電対策特別委員会（中国電力より説明）

28日（月） 全員協議会（中国電力より説明）

29日（火） 雲南市原子力発電所環境安全対策協議会（中国電力より説明）

（6月6日（水） 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会（中国電力より説明））

6月19日（火） 島根原子力発電所3号機新規規制基準に係る適合性申請に関する住
民説明会（中国電力より説明 会場：チェリヴァホール）

21日（木） 島根原子力発電対策特別委員会

27日（水）～28日（木） 島根原子力発電対策特別委員会視察
（島根原子力発電所3号機及び玉島火力発電所（倉敷市））

27日（水） 雲南市原子力発電所環境安全対策協議会視察
（島根原子力発電所3号機 参加者6名）

島根原子力発電所3号機新規規制基準に係る適合性申請に関する状況について

1. 他自治体の状況

(1) 安来市

① 審査申請に係る判断状況・・・「容認」

○中国電力・・・6/26 意見書提出済

○島根県・・・6/26 意見書提出済

② 意見内容（6項目）

- ・立地自治体と同様な安全協定を締結すること
- ・適合性審査の状況について、随時、丁寧な説明を行うこと
- ・安全対策で、人的な対応も充実強化を図ること
- ・防災体制は緊急時、平常時を問わず、関係自治体と連携が取れるものにする
- ・広域避難計画について、事業者として最大限関与すること
- ・地震や津波、テロ対策では、常に最新の知見を取り入れること

(2) 出雲市

① 審査申請に係る判断状況・・・「容認の方向」 ※6/28市議会最終日

○中国電力・・・今後、意見書提出予定（8項目）

○島根県・・・今後、意見書提出予定（7項目）

(3) 松江市

① 審査申請に係る判断状況・・・「了承」 ※7/3市議会最終日

○中国電力・・・7/5事前了解伝達

(4) 島根県

① 審査申請に係る判断状況・・・

島根県議会総務委員会「容認」 ※7/6県議会最終日 付帯意見あり

島根県知事判断表明・・・周辺自治体（鳥取県側を含む）の意見が出そろった後に表明予定（8月以降）

2. 雲南市の状況

(1) 今後の日程

7/13（金）市議会島根原子力発電対策特別委員会
市議会全員協議会

7/20（金）市議会臨時会

【諮問⇒委員会付託⇒原子力発電対策特別委員会⇒委員長報告
⇒質疑⇒討論⇒採決】

(2) これまでの関係機関会議等における質疑・意見等（概要）

- ① 立地自治体同様の安全協定の締結
- ② 3号機稼働の必要性、エネルギー政策、丁寧な説明等
- ③ 使用済核燃料の処理・処分及び保存等
- ④ 避難計画の実効性確保等
- ⑤ 安全対策、人的な対応、資質等

（中電）

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の
新規制基準への適合性申請について（意見）（案）

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定第5条の規定に基づき、平成30年5月22日付島原本広第123号で報告のあった、原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について、新規制基準に適合しているか否かの判断を行うため原子力規制委員会に申請することについては了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、同協定第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を申し述べ、誠意をもった対応を求めます。

記

1. 早期に立地自治体と同等な安全協定を締結すること。
2. 原子力規制委員会における適合性審査の状況について、随時、自治体及び市民に対して丁寧な説明並びにわかりやすい表現で情報提供を行うこと。
3. 引き続き、使用済燃料を安全に処理するための適切で確実な方法について、具体的な検討を行うこと。
4. 広域避難計画について、市民が迅速にかつ安全に避難できるよう、事業者として最大限関与すること。
5. 安全対策について、設備面だけではなく、組織・人員体制、教育・訓練などの人的な対応についても充実強化を図ること。
6. 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、適切に安全対策を講ずることができるよう計画を見直すこと。

「『島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定』に係る
覚書」に基づく要請 (案)

平成30年5月22日付で中国電力株式会社から島根県知事に対して「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき事前了解願いが提出された、原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について、新規制基準に適合しているか否かの判断を行うため原子力規制委員会に申請することについては了解します。

なお、了解するにあたっては、雲南市民の安全と安心を守る立場から、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

1. 中国電力株式会社に求める事項

- (1) 早期に立地自治体と同等な安全協定を締結すること。
- (2) 原子力規制委員会における適合性審査の状況について、随時、自治体及び市民に対して丁寧な説明並びにわかりやすい表現で情報提供を行うこと。
- (3) 引き続き、使用済燃料を安全に処理するための適切で確実な方法について、具体的な検討を行うこと。
- (4) 広域避難計画について、市民が迅速にかつ安全に避難できるよう、事業者として最大限関与すること。
- (5) 安全対策について、設備面だけではなく、組織・人員体制・教育・訓練などの人的な対応についても充実強化を図ること。
- (6) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、適切に安全対策を講ずることができるよう計画を見直すこと。

2. 島根県に求める事項

- (1) 今回の新規制基準適合性確認申請と、原子炉の稼働とは別の議論であることを中国電力株式会社に対し、明確に伝えること。
- (2) 周辺自治体が中国電力株式会社と立地自治体と同等な安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
- (3) 回答に付した意見について、中国電力株式会社及び国等へ確実に伝えること。
- (4) 立地自治体や周辺自治体の間で意見の相違があった場合は、調整を行うこと。

- (5) 国に対し、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として前面に立って取り組むよう求めること。
- (6) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう実効性の向上に努めること。

3. 島根県を介して国及び原子力規制委員会に求める事項

- (1) 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分に反映されるよう、新たな制度の創設を行うこと。
- (2) 使用済燃料及び放射性廃棄物の安全かつ確実な処理及び処分について、国のエネルギー政策最大の懸案事項として、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (3) 広域避難計画がより実効性あるものとするための道路等の環境整備について、国が責任を持つとともに継続的に支援すること。
- (4) 安全対策について、設備面だけでなく、組織・人員体制、教育・訓練といった人的な対応についても審査を行なうこと。
- (5) 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、規制基準に適切に反映すること。
- (6) 雲南市民の安全で安心な生活を確保するために、原子力災害発生時の対策について、多大な事務量の負担が強いられていることから、財政的な措置を講じること。
- (7) 万が一の原子力災害に備えて、住民が迅速かつ安全に避難できるよう原子力防災対策について、引き続き前面に立って取り組むこと。
- (8) 審査結果については、関係自治体に対し、丁寧な説明を行うこと。
- (9) 中長期的なエネルギー政策において、将来的に原子力発電に頼らない電源構成を目指し、再生可能エネルギーの普及と、これを主力電源とするエネルギー基本計画を早期に確立すること。